

平成 24 年 5 月 17 日

各 位

会 社 名 スターキャット・ケーブルネットワーク株式会社
代 表 者 代表取締役社長 加藤 篤次
(コード番号 4339)
問 合 せ 先 経営企画室 室 長 高 田 真
電 話 番 号 (052) 231-2390

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 5 月 17 日開催の取締役会において、種類株式発行に係る定款一部変更、全部取得条項に係る定款一部変更、全部取得条項付普通株式（下記「I. 1. (1) 提案の理由②」において定義いたします。）の取得及び目的事項に係る定款一部変更について、平成 24 年 6 月 26 日開催予定の第 28 期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に付議することを決議し、また、全部取得条項に係る定款一部変更について、本定時株主総会と同日に開催予定の当社の普通株式を有する株主様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 当社完全子会社化のための定款一部変更

1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件（定款一部変更その 1）

当社は、本定時株主総会における第 1 号議案として、次のとおり議案を付議して、当社定款の一部変更を行います。

(1) 提案の理由

平成 24 年 3 月 23 日付当社プレスリリース「株式会社コミュニティネットワークセンターによる当社株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」、及び同日付「親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」等にてお知らせいたしましたとおり、株式会社コミュニティネットワークセンター（以下「CNC I」といいます。）は、平成 24 年 2 月 21 日から当社の普通株式及び新株予約権の全てに対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、本公開買付けは平成 24 年 3 月 22 日に終了しております。本公開買付けの結果、CNC I は、平成 24 年 3 月 29 日（本公開買付けの決済日）付で当社の普通株式 63,020 株（平成 24 年 2 月 7 日現在における当社の総株主等の議決権の数に対する割合は 94.04%）を保有するに至っております。

平成 24 年 2 月 20 日付 CNC I のプレスリリース「スターキャット・ケーブルネットワーク株式会社の株券等に対する公開買付けの開始及び同社との資本業務提携契約書の締結に関するお知らせ」、及び当社の同日付プレスリリース「株式会社コミュニティネットワークセンターによる当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明及び同社との資本業務提携契約書の締結に関するお知らせ」において公表されておりますとおり、CNC I 及び当社は、東海地区において隣接する地域をサービスエリアとするケーブルテレビ事業者であり、ともに地域密着型のビジネスモデルを志向していることから、平成 23 年 4 月より、現在協業している Media Cat 事業以外の面においても両社が協業することによって、地域のユーザーの皆様に対してより良質で満足度の高いサービスを提供することにより地域への更なる貢献を実現することができないか、両社にて協議を進めてまいりました。他方で、少子高齢化の進展やユーザーのテレビ視聴スタイルの変化等の構造的な問題に加えて、従来からの放送と通信の融合の流れが加速度的に進行する中で、大手通信業者等の他事業者との競合の激化により解約増加や ARPU（加入世帯当たりの売上高）下落に対する圧力が

強まっているほか、アナログ放送の終了と地上デジタル放送への移行に伴う解約世帯の増加、事業の競争力の維持やネットワーク技術の革新への対応に伴い必要となる設備やシステムへの投資負担の増加等、ケーブルテレビ業界を取り巻く事業環境は厳しい状況が継続すると予想しております。このような厳しい業界環境下において、CNC I 及び当社は、今後も両社が事業の競争力を維持し、地域密着型のサービス提供による地域への貢献を継続していくためには、更なる経営基盤の強化が必要との共通認識に至り、CNC I が当社を完全子会社化し経営を統合することが最善の策であるとの結論に至りました。

以上を踏まえ、当社は、本定時株主総会及び本種類株主総会において、株主様のご承認をいただくことを条件として、CNC I の完全子会社となるために、以下の①から③の方法（以下「本完全子会社化手続」と総称します。）を実施することといたしました。

- ① 当社の定款の一部を変更して、従前の普通株式に加えて、下記「(2) 変更の内容」に記載の定款変更案第 6 条の 2 に定める内容の A 種種類株式（以下「A 種種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを設け、当社を種類株式発行会社（会社法第 2 条第 13 号に定義するものをいいます。以下同じです。）といたします。
- ② 上記①による変更後の当社の定款の一部をさらに変更し、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定めを新設いたします（全部取得条項が付された後の当社の普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部（ただし、当社が所有する自己株式を除きます。以下同じです。）を取得する場合において、全部取得条項付普通株式 1 株と引き換えに、A 種種類株式を 8,000 分の 1 株の割合をもって交付する旨の定めを設けるものといたします。
- ③ 会社法第 171 条第 1 項ならびに上記①及び②による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、取得対価として、その所有する全部取得条項付普通株式 1 株と引き換えに、A 種種類株式を 8,000 分の 1 株の割合をもって交付いたします。なお、CNC I 以外の各株主様に対して取得対価として交付される A 種種類株式の数は、1 株未満の端数となる予定です。また、交付される A 種種類株式が 1 株未満となる各株主様につきましては、会社法第 234 条その他の関係法令の定めに従って、最終的には金銭が交付されることとなります。

当社は、A 種種類株式を全部取得条項付普通株式の対価として交付したことにより生じる A 種種類株式の 1 株未満の端数につき、その合計数（会社法第 234 条第 1 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する A 種種類株式を会社法第 234 条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付いたします。

かかる売却手続に関し、当社は、会社法第 234 条第 2 項の規定に基づき裁判所の許可を得て CNC I に対して A 種種類株式を売却することを予定しております。この場合の A 種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、別途定める基準日（取得日の前日を基準日とすることを予定しております。）において、各株主の皆様が保有する全部取得条項付普通株式の数に 79,300 円（本公開買付けにおける当社の普通株式 1 株当たりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を、各株主様に交付できるような価格に設定することを予定しております。

「定款一部変更その 1」は、本完全子会社化手続のうち①を実施するものです。

会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第 171 条第 1 項、第 108 条第 1 項第 7 号）、上記①は、当社の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、普通株式に優先して残余財産の分配を受けられる A 種種類株式を発行する旨の定めを新設するほか、所要の変更を行うものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。なお、「定款一部変更その 1」に係る定款変更は、当該変更が原案どお

り承認可決された時点でその効力を生じるものといたします。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は268,000株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は268,000株とし、<u>普通株式の発行可能種類株式総数は、267,900株、第 6 条の 2 に定める株式 (以下「A 種種類株式」という。) の発行可能種類株式総数は、100株とする。</u></p> <p><u>第 6 条の 2 (A 種種類株式)</u> 当社は、<u>残余財産を分配するときは、A 種種類株式を有する株主 (以下「A 種株主」という。) または A 種種類株式の登録株式質権者 (以下「A 種登録株式質権者」という。) に対し、普通株式を有する株主 (以下「普通株主」という。) または普通株式の登録株式質権者 (以下「普通登録株式質権者」という。) に先立ち、A 種種類株式 1 株につき、1 円 (以下「A 種残余財産分配額」という。) を支払う。A 種株主または A 種登録株式質権者に対して A 種残余財産分配額が分配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、A 種株主または A 種登録株式質権者は、A 種種類株式 1 株当たり、普通株式 1 株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</u></p>
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p><u>第16条の 2 (種類株主総会)</u> <u>第12条、第14条、第15条及び第16条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p><u>2. 第11条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p><u>3. 第13条第 1 項の規定は、会社法第324条第 1 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p><u>4. 第13条第 2 項の規定は、会社法第324条第 2 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>

2. 全部取得条項に係る定款一部変更の件 (定款一部変更その 2)

当社は、本定時株主総会における第 2 号議案として、また、本種類株主総会の議案として、次のとおり議案を付議して、当社定款の一部変更を行います。

(1) 提案の理由

「定款一部変更その2」は、上記「I. 1. (1) 提案の理由」中の本完全子会社化手続の②を実施するものです。「定款一部変更その1」による変更後の当社定款の一部をさらに変更し、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付してこれを全部取得条項付普通株式とし、かつ、当該全部取得条項に従い当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引き換えに、A種種類株式を8,000分の1株の割合をもって交付する旨の定款の定めを設けるものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。なお、「定款一部変更その2」に係る定款変更は、本定時株主総会において「定款一部変更その1」及び「全部取得条項付普通株式の取得の件」(下記II.)がいずれも原案どおり承認可決されること、ならびに本種類株主総会において「定款一部変更その2」が原案どおり承認可決されることを条件として、平成24年7月31日に、その効力が生じるものといたします。

(下線は変更箇所を示します。)

「定款一部変更その1」に係る変更後の定款	追加変更案
第2章 株式 (新設)	第2章 株式 <u>第6条の3 (全部取得条項)</u> <u>当社が発行する普通株式は、当社が株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。当社が普通株式の全部を取得する場合には、当社は、普通株式の取得と引き換えに、普通株式1株につきA種種類株式を8,000分の1株の割合をもって交付する。</u>
(新設)	<u>附則</u> <u>第1条 本定款第6条の3の規定は、平成24年7月31日をもって効力を生じるものとし、同日付をもって本条を削除するものとする。</u>

II. 全部取得条項付普通株式の取得の件

当社は、本定時株主総会における第3号議案として、次のとおり議案を付議して、全部取得条項付普通株式の取得を行います。

1. 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

上記「I. 1. (1) 提案の理由」でご説明申し上げておりますとおり、CNC I及び当社は、今後も両社が事業の競争力を維持し、地域密着型のサービス提供による地域への貢献を継続していくためには、更なる経営基盤の強化が必要との共通認識に至り、CNC Iが当社を完全子会社化し経営を統合することが最善の策であるとの結論に至りました。

「全部取得条項付普通株式の取得の件」は、「定款一部変更その1」でご説明申し上げました本完全子会社化手続のうち③を実施するものであり、会社法第171条第1項ならびに「定款一部変更その1」及び「定款一部変更その2」による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引き換えに、「定款一部変更その1」による定款変更に基づき設けられるA種種類株式を交付するものです。

当該交付がなされるA種種類株式の数については、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、

その所有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式を8,000分の1株の割合をもって交付するものいたします。なお、当該交付がなされるA種種類株式の数は、「定款一部変更その1」でご説明申し上げましたとおり、CNC I以外の各株主様に対して当社が交付するA種種類株式の数が1株未満の端数となるように設定されております。

当社は、かかる株主様に対するA種種類株式の交付の結果生じるA種種類株式の1株未満の端数につき、その合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当するA種種類株式を会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第234条第2項の規定に基づき裁判所の許可を得てCNC Iに対してA種種類株式を売却することを予定しております。この場合のA種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、別途定める基準日（取得日の前日を基準日とすることを予定しております。）において、各株主の皆様が保有する全部取得条項付普通株式の数に79,300円（本公開買付けにおける当社の普通株式1株当たりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を、各株主様に交付できるような価格に設定することを予定しております。

2. 全部取得条項付普通株式の取得の内容

(1) 全部取得条項付普通株式の取得と引き換えに交付する取得対価及びその割当に関する事項

会社法第171条第1項ならびに「定款一部変更その1」及び「定款一部変更その2」による変更後の当社の定款の規定に基づき、下記(2)において定める取得日において、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記録された当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、その所有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式を8,000分の1株の割合をもって交付いたします。

(2) 取得日

平成24年7月31日といたします。

(3) その他

本議案に係る全部取得条項付普通株式の取得は、本定時株主総会において「定款一部変更その1」及び「定款一部変更その2」がいずれも原案どおり承認可決されること、本種類株主総会において「定款一部変更その2」が原案どおりに承認可決されること、ならびに「定款一部変更その2」に係る定款変更の効力が生じることを条件として、その効力を生じるものいたします。なお、その他の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

III. 目的事項に係る定款一部変更の件（定款一部変更その3）

1. 提案の理由

「放送法等の一部を改正する法律」（平成22年法律第65号）の施行に伴い、「有線テレビジョン放送法」「有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律」等が改組され、「放送法」の一部とされたこと、また平成23年10月1日付で当社子会社を吸収合併したことに伴い、現行定款第2条（目的）の事業目的を以下のとおり変更、追加し、併せてその他一部文言整理及び字句修正を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線は変更箇所を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第2条（目的） （省 略）	第2条（目的） （現行どおり）
1. <u>有線テレビジョン放送法による有線テ</u>	1. <u>有線テレビジョン放送事業</u>

レビジョン放送事業 2～7. (省 略) 8. コンピュータシステムの設計、プログラム受託及び有線テレビジョン放送施設によるデータ通信事業 9. 有線テレビジョン放送事業に関連するハードウェア、ソフトウェアの開発、賃貸、輸出入ならびに販売 10. (省 略) 11. <u>有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律による有線ラジオ放送事業</u> 12. (省 略) 13. <u>ポケットベル、携帯電話等の移動体通信機器の販売</u> 14～15. (省 略) (新 設) 16. (省 略)	2～7. (現行どおり) 8. コンピュータシステムの設計、プログラム受託及び有線テレビジョン放送施設によるデータ通信事業 9. 有線テレビジョン放送事業に関連するハードウェア、ソフトウェアの開発、賃貸、輸出入ならびに販売 10. (現行どおり) 11. 有線ラジオ放送事業 12. (現行どおり) 13. 携帯電話等の移動体通信機器の販売 14～15. (現行どおり) 16. <u>映画及び映像ソフトの制作、配給、興行事業</u> 17. (現行どおり)
--	--

IV. 上場廃止の予定について

本定時株主総会において「定款一部変更その1」、「定款一部変更その2」及び「全部取得条項付普通株式の取得の件」がいずれも原案どおり承認可決され、本種類株主総会において「定款一部変更その2」が原案どおり承認可決された場合には、当社の普通株式は、株式会社大阪証券取引所の開設する市場であるJASDAQスタンダード市場（以下「JASDAQ市場」といいます。）の上場廃止基準に該当することとなりますので、当社の普通株式は、平成24年6月26日から平成24年7月25日までの間、整理銘柄に指定された後、平成24年7月26日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社の普通株式をJASDAQ市場において取引することはできません。

V. 本完全子会社化手続の日程の概要（予定）

本完全子会社化手続の日程の概要（予定）は以下のとおりです。

本種類株主総会基準日設定公告	平成24年3月16日（金）
本定時株主総会及び本種類株主総会基準日	平成24年3月31日（土）
本定時株主総会及び本種類株主総会招集に関する取締役会決議	平成24年5月17日（木）
本定時株主総会及び本種類株主総会開催日	平成24年6月26日（火）
種類株式発行に係る定款一部変更（定款一部変更その1）の効力発生日	平成24年6月26日（火）
当社の普通株式のJASDAQ市場における整理銘柄への指定	平成24年6月26日（火）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付に係る基準日設定公告	平成24年6月27日（水）
当社の普通株式のJASDAQ市場における売買最終日	平成24年7月25日（水）
当社の普通株式のJASDAQ市場における上場廃止日	平成24年7月26日（木）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付に係る基準日	平成24年7月30日（月）
全部取得条項に係る定款一部変更（定款一部変更その2）の効力発生日	平成24年7月31日（火）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付の効力発生日	平成24年7月31日（火）

VI. 支配株主との重要な取引等に関する事項

上記II. に記載の全部取得条項付普通株式の取得（以下「本件取得」といいます。）は、支配株主との重要

な取引等に該当いたします。

当社は、平成 24 年 3 月 23 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書 I の 4 に記載のとおり、支配株主である CNC I からは一定の独立性が確保されていると認識しており、取引の条件の決定が支配株主との間に恣意的に行われることはない想定しておりますが、支配株主との取引等を行う際には、必要に応じて弁護士や第三者機関の助言を取得するなど、その取引内容及び条件の公正性を担保するための措置を講ずるとともに、取締役会において慎重に審議の上決定することとし、少数株主の利益を害することのないよう適切に対応することといたしております。

本件取得においては、上記 II. のとおり、A 種種類株式の売却金額について、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、別途定める基準日（取得日の前日を基準日とすることを予定しております。）において、各株主の皆様が保有する全部取得条項付普通株式の数に 79,300 円（本公開買付けにおける当社の普通株式 1 株当たりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を、各株主様に交付できるような価格に設定することを予定しておりますが、当社は、平成 24 年 2 月 20 日付当社プレスリリース「株式会社コミュニティネットワークセンターによる当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明及び同社との資本業務提携契約書の締結に関するお知らせ」にてお知らせしておりますとおり、CNC I が本公開買付け及びその後に予定された本完全子会社化手続（以下「本取引」と総称します。）を経て、当社を完全子会社化することを企図していること、本完全子会社化手続として行われることが予定されている本件取得において、各株主の皆様に対して交付される金銭の額が、79,300 円（本公開買付けにおける当社の普通株式 1 株当たりの買付価格）に当該各株主の皆様が所有していた当社の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定であることを前提に、平成 24 年 2 月 20 日に、取締役会において本公開買付けに対して賛同の意見を表明する旨等の決議（以下「本賛同決議」といいます。）をしており、その際、当社の取締役会は、CNC I 及び当社からの独立性が高い当社の社外監査役であり、株式会社大阪証券取引所が定める企業行動規範に関する規則第 7 条に規定される独立役員である木戸義夫氏及び当社の社外監査役である南館欣也氏から、平成 24 年 2 月 20 日付で、(a) 本取引は、当社の企業価値の向上を目的として行われるものであると認められ、本取引の目的は正当であり、(b) 本取引に係る交渉過程の手続は公正であると認められ、(c) 本取引により少数株主に交付される対価は妥当であり、(d) 上記(a)乃至(c)その他の事項を前提にすると、本取引に関する決議を行うことは少数株主にとって不利益ではないと認められる旨を内容とする意見書を取得したほか、同プレスリリースの「2. (3) 本買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じております。

当社の取締役会は、以上を踏まえ、慎重に検討、議論したうえで、本取引が少数株主にとって不利益なものではないと判断しておりますので、本件取得は上記指針に適合していると考えております。

なお、上記のとおり、当社の取締役会は、本賛同決議に先立ち、本公開買付け後に本完全子会社化手続が行われる予定であることを前提に、木戸義夫氏及び南館欣也氏より意見書を取得しておりますので、本件取得に際し、同意見書以外に改めて支配株主との間に利害関係を有しない者からの意見を入手しておりません。

以 上